

米国、「国防授權法」可決で対イラン制裁強化へ

(財) 日本エネルギー経済研究所
常務理事 首席研究員
小山 堅

12 月 15 日、米国上院は、事実上のイラン原油禁輸に関わる内容をも含む対イラン経済制裁強化を狙った「2012 年度国防授權法案 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2012)」を、賛成 86・反対 13 で可決した。同法案は、前日 14 日には、下院でも圧倒的多数を得て議決されており、これで議会を通過、オバマ大統領の署名を待つばかりとなった。

今回の対イラン経済制裁強化にいたる背景には、多年にわたって継続されてきたイラン核開発問題による国際社会、中でも米国との緊張関係が 11 月以降、急速に高まってきたことがある。その点で、11 月 8 日、イランが核兵器開発を実施してきたことの「証拠」を示す IAEA 報告書が発表されたことは一つの重要な転機となった。その後、米・英・カナダによる追加経済制裁 (11 月 21 日)、EU による経済制裁 (12 月 1 日) など一連の制裁決定が次々に打ち出されている。この間には、英国の制裁強化に反発したデモが暴徒化、テヘランの英国大使館襲撃事件が発生 (11 月 29 日) など、対イラン経済制裁強化を巡って米国・欧州との間の緊張関係が急速に高まっていた。米国議会による厳しい制裁内容を持つ法案可決は、米国の極めて厳しい対イラン姿勢が浮き彫りになっていると見てよい。

「国防授權法案」における対イラン制裁の内容・特徴は何か。それは、イラン中央銀行 (CBI) を含むイランの金融機関と取引を行う「外国金融機関」の米国金融機関とのドル決済取引を禁止する内容を持っていることである。従って、米国でのドル決済取引が不可欠である「外国金融機関」は、上記制裁を回避するためには、CBI 等のイラン金融機関との取引を回避することになる。問題は、これが事実上の対イラン原油禁輸措置、となりうる点である。例えば、わが国の例では、イラン原油購入による輸入代金決済の場合には、最終的には邦銀がイラン中央銀行に対して決済を行っている。同法案によれば、邦銀のイラン中央銀行への原油代金決済が制裁条項に抵触、当該邦銀は米国内でのドル決済取引が禁止されることになるため、原油取引そのものが回避される、というメカニズムである。

小論執筆時点では、まだ大統領署名には至っていないが、諸般の状況を踏まえると、近日中に署名が行われ、同法が発効する可能性は非常に高い。その場合、実際にイラン原油禁輸という極めて厳しい制裁実現にまで至るかどうかが、それを見極めるプロセス・ポイントが存在しており、今後はその帰趨が重要になる。そのプロセス・ポイントとは、

- 本法発効から 60 日以内に、および以後 60 日毎に米・エネルギー情報局 (EIA) 長官 (と財務長官) が議会に対して、イラン以外の国からの石油供給状況 (含む価格) を報告する。
- 上記報告に基づき、本法発効から 90 日以内、および以降 180 日毎に大統領はイランか

らの供給が相当削減されても十分な供給状況かどうか判断する。

- 後述する適用除外措置を除き、上記大統領判断で「十分」となった場合に、本法発効から 180 日以後に実施されたイランとの石油取引にかかる決済を行った金融機関に制裁を適用する。
- なお、大統領判断に関わる期間内にイラン原油購入を大幅に削減した国の金融機関に対しては適用しない（適用除外）。
- また、大統領が米国の安全保障上、死活的に重要と判断する場合、120 日以下の期間、制裁適用を免除することが出来る（更新可能）。

等である。すなわち、実際のイラン原油禁輸に当たっては、一定の期間内における市場監視・イラン原油購入状況判断・安全保障の諸点が重要な決定要因となるのである。

しかし、それでも、事実上のイラン原油禁輸効果を持つ厳しい制裁であることは間違いない。今後の展開の予断は許されないものの、イラン原油禁輸が実現した場合、その影響は非常に大きなものになる恐れがある。それは、イランが 2010 年時点で 224 万 B/D を輸出する世界第 4 位の原油輸出大国だからである。どのような形で禁輸になるのか、適用除外・適用免除がどうなるのか、によって様々な可能性・組み合わせがありえるが、仮に最悪のケースとしてイランの原油輸出が全て市場から失われるようなこと（禁輸の網が全体にかかること）になれば、その喪失分を代替することは非常に難しい。物理的にもこれだけの数量を代替することは、最大の余剰生産能力を保有するサウジアラビアにとっても容易でなく、政治的にも極めて困難な判断を迫られることになる。また、仮に大規模な増産を行い失われるイラン原油輸出分を補填した場合、世界の余剰生産能力が非常に低い水準になり、市場における需給逼迫感は著しく高まるだろう。

また、特にイラン原油の大手の引取先は、わが国も含めアジア諸国であるため、アジア市場での需給が特に逼迫する可能性がある。イラン原油の輸入は、2010 年時点で、中国：43 万 B/D、日本：36 万 B/D、インド 29 万 B/D、韓国：20 万 B/D と、4 カ国で全体の約 6 割に達している。米国との 2 国間関係を重視するわが国・韓国においては、問題は深刻で、米国との調整などが喫緊の課題であるが、中国・インドの今後の動向も注目すべきであろう。まず、そもそもこの禁輸に対してどのような対応を取るか、両国のイラン原油の引取がどうなるか、が興味深い。また、万が一のイラン原油禁輸に伴う需給逼迫や市場不安定化の際、これらの新興石油輸入大国がどのような行動を市場で取るか、も市場不安定化加速要因の一つとして、注目すべきである。供給不足と市場不安定化の際には、IEA 等による国際協調の市場安定化措置が実施されることになりそうだが、中国・インド等も含め、幅広い国際的な連携・協調が重要になる。

イラン原油禁輸問題を巡っては、イラン側の対抗措置展開の可能性や、核開発の進展を巡る周辺地域での政治的・軍事的緊張の高まり、という見逃すことの出来ない重要なポイントもある。事態の展開次第では、イラン原油の問題だけでなく、ペルシャ湾情勢など、地域全体の、あるいは同地域からの石油・ガス輸出全体の安全確保に様々な影響を及ぼす可能性もゼロではない。本問題を巡る米国内の議論、大統領選挙に関連しての様々な考慮要因、イランの反応、制裁対象となりうるイラン原油輸入国の対応、イスラエル・アラブ産油国の反応など、先行きには多くの不確実性が伴うだけに、本問題の帰趨は、2012 年以降の国際石油・エネルギー情勢を左右する最大のポイントの一つとなりえる。

以上

お問合せ：report@tky.ieej.or.jp